

第4次御殿場市地域福祉計画 第5次御殿場市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、
安心して、いきいき暮らせるまち

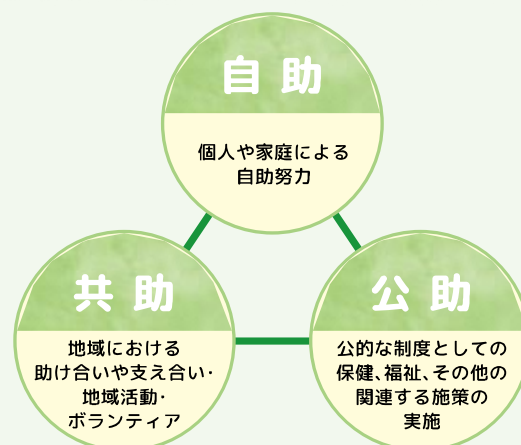


令和4年3月
御殿場市
御殿場市社会福祉協議会

地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。高齢者、障害のある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

また、地域生活課題の解決に向けて、自助、共助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携した取組が必要とされています。



計画策定の趣旨・背景

近年、少子高齢化の進行、雇用環境やライフスタイルの変化等を背景として、家庭や地域での相互扶助機能が低下しており、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障害のある人に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、複合的な課題が顕在化しています。また、防災・減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっています。

本計画では、前計画を継承し、地域において地域住民等の主体的な活動が円滑に行われるよう、また、本市における「地域共生社会」の実現に向けて、「地域福祉計画」と互いに連携し合う関係にある「地域福祉活動計画」との一体的な策定を行います。

計画の位置付け

御殿場市地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、御殿場市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

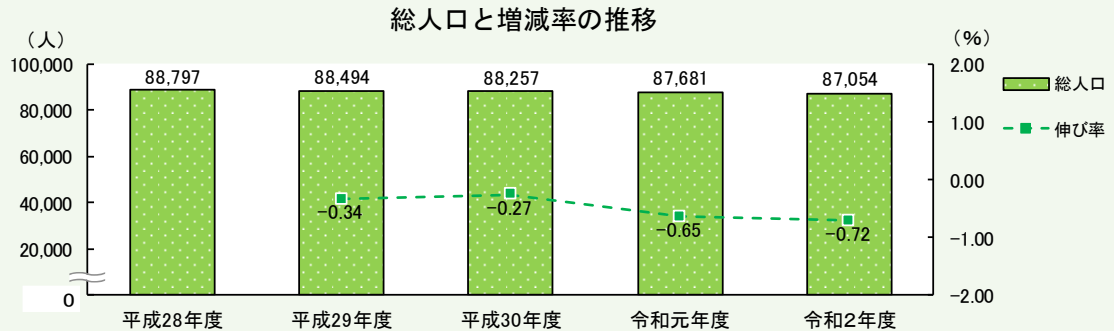
計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口・世帯の状況

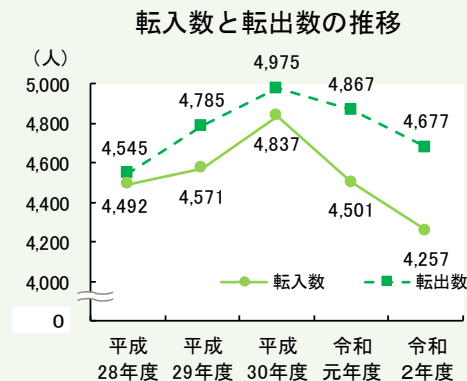
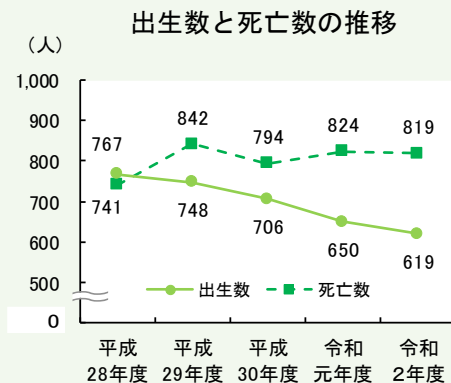
本市の総人口は近年緩やかな減少傾向を示しており、平成28年度の総人口（88,797人）と比べると、令和2年度の総人口は87,054人と、1,743人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）伸び率=総人口÷前年総人口×100-100

(2) 自然動態と社会動態

近年の自然動態（出生数と死亡数の推移）をみると、出生数は令和2年度に619人と、年々減少傾向にあります。一方、死亡数は平成28年度以降、増減を繰り返しています。平成29年度以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況となっています。

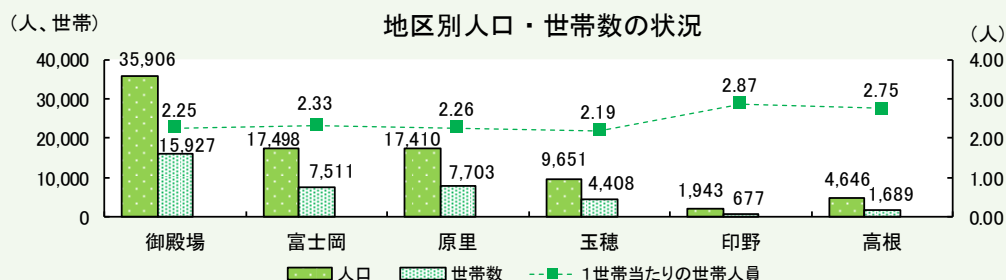


資料：主要施策報告書（各年度3月31日現在）

(3) 地区別人口・世帯数の状況

地区別の人口及び世帯数の状況をみると、人口・世帯数ともに御殿場地区が最も多く、市全体の約4割を占めています。

また、1世帯あたりの世帯人員の状況をみると、印野地区、高根地区で2.7人を超え、他の4地域に比べて世帯人員は多いことが分かります。



資料：主要施策報告書（令和3年3月31日現在）

計画の基本理念

前計画の基本理念を継承しつつ、新たに「地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念として地域福祉計画・地域福祉活動計画とともに掲げ、市民の皆さんと協働して、その実現を目指します。

地域でつながり、だれもが笑顔あふれ、
安心して、いきいき暮らせるまち

計画の視点

（１）市民参加の視点

市民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる施策を推進します。

（２）利用者主体の視点

生活課題を総合的かつ継続的に、正確に把握するとともに、適切なサービスが効果的に提供される支援体制の構築に努めます。また、判断能力が十分でない人でも、適切に制度やサービスが利用できるよう、権利擁護のサポート体制の構築を推進します。

（３）ネットワーク化の視点

地域共生社会の実現を目指して、高齢者、障害のある人、子どもへの支援や各分野に捉われない課題やニーズに対応するため、福祉・医療・住宅・教育など、多機関の連携を強化し、包括的な支援体制をつくるネットワークの構築を推進します。

基本目標

基本目標１ 共生の意識づくり

福祉・人権教育、地域での交流を促進することで、市民の福祉意識の醸成に取り組みます。

基本目標２ 支え合い・助け合いの地域づくり

個人が抱える問題や地域としての課題を解決するため、各機関が集い、情報が共有できる場の設定をはじめ、各支援団体につなげ、自治会や民生委員児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動等の活動を支える担い手の育成を支援し、地域生活を支える協働のまちづくりに取り組みます。

基本目標３ 地域における福祉の環境づくり

誰もが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動をする事ができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動による地域福祉を推進するとともに、誰もが安全・安心に暮らせる快適なまちづくりに取り組みます。

基本目標４ 地域の福祉を支える仕組みづくり

誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する包括的相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。

基本目標

1

共生の意識づくり

[関連するSDGs]

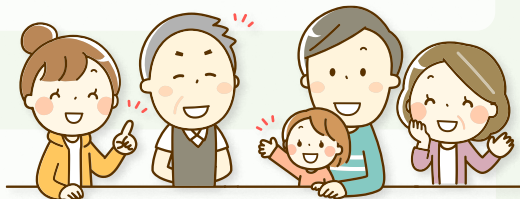


[施策の方向]

(1) きずなを深める地域福祉の醸成 (2) 多様な世代への福祉教育の充実

市民が地域で取り組むこと

- 心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）を実践するように努めましょう。
- 支援が必要な人への理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行政や関係機関に通報・相談しましょう。
- 罪を犯した人の更生、社会復帰への理解を深めましょう。
- 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
- 学校評議員制度などを活用しながら、学校運営に地域の意見を反映させましょう。
- 地域での集まりや子ども会行事、イベントなどに参加を促します。
- 地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。



市の取組

- 心のユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。
- 支え合う意識を高めるための講座を開催します。
- 子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校における人権教育の充実を図ります。
- 犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生、社会復帰について、理解と協力を図るための啓発活動を行います。
- 学校での体験活動や生涯学習などの学ぶ機会の提供に取り組み、教育と福祉の連携強化を図ります。
- 地域や学校行事への市民の参加を呼びかけ、交流を深めます。
- 各種講座や講演会などを開催し、市民への福祉に対する正しい知識の普及と啓発に努めます。
- 幼少期からの助け合いの精神が醸成される環境をつくります。

社会福祉協議会の取組

- 地域の福祉施設・事業所、専門職や専門機関、ボランティア団体、企業、行政等と互いに協力し合い、福祉課題の解決に向け、地域全体で支え合っていく地域共生社会を目指します。
- 広がりのある事業を展開していくために、住民、学校、地域福祉推進委員会や福祉施設はもとより、行政とも、あらゆる面で「協働」を意識した福祉教育活動に取り組んでいきます。

基本目標

2 支え合い・助け合いの地域づくり

[関連するSDGs]



[施策の方向]

- (1) 地域のつながりの強化
- (2) 地域活動への主体的な参加の促進
- (3) 地域で支え合うネットワークづくり
- (4) 専門的な活動のできる人材の確保

市民が地域で取り組むこと

- 性別や年齢などに関係なく、あいさつや声かけを積極的に行いましょう。
- 地域のことに関心を持ちましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
- 隣近所で困っていたら助け合いましょう。
- 地域住民として学校の授業や行事等に協力しましょう。
- 自分ができることからボランティア活動を始めましょう。
- 地域内の市民活動団体の交流や連携を図りましょう。
- 自治会やボランティア団体及びサービスを提供する者は、職員等に対して研修などを実施し、資質向上を図りましょう。



市の取組

- あいさつ運動の推進など、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めます。
- 学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、教職員、PTAによる子どもたちへのあいさつを積極的に行います。
- 各事業において世代間の交流を積極的に進めます。
- 福祉活動の情報提供の充実に努めます。
- 企業や学校に、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- 地域活動を担う人材の育成に努めます。
- 福祉に携わる人材の育成支援に努めます。



社会福祉協議会の取組

- 地域共生社会を目指し、高齢者、障害のある人、子ども、ひきこもりなど様々な対象が集える居場所づくりの推進やふれあい・いきいきサロン等の情報交換を進めることにより、地域住民のつながりを深めていきます。
- 「ふれあい広場（福祉まつり）」「社会福祉大会」を通じて、多くの市民が社会福祉協議会や福祉活動をもっと身近に感じることができる取組を実施していきます。
- ボランティアビューローをより多くの市民に気軽に利用していただけるよう、その機能の強化に取り組めます。
- これからの地域福祉活動の充実に図るための福祉人材確保に向けた取組や、各関係機関と連携を図りながら、次代に「つなぐ」事業を展開していきます。

基本目標

3

地域における福祉の環境づくり

[関連するSDGs]



[施策の方向]

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 住みやすいまちづくり | (2) 防災・防犯の地域づくりの推進 |
| (3) 要配慮者への支援の充実 | (4) 地域に合った取組の推進 |

市民が地域で取り組むこと

- 道路の段差や階段などで、困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 駐車・駐輪のルールを守りましょう。
- 困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。
- 道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。
- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。
- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、避難経路や地域内の危険な場所を確認しましょう。
- 子どもの登下校の見守りや、かけこみ110番の家に協力しましょう。
- 地域の話し合いの場に積極的に参加しましょう。
- 要配慮者へ防災訓練の参加を呼びかけましょう。
- 地区懇談会などの地域住民の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。

市の取組

- 道路の整備や段差の解消などのバリアフリー化や、交通安全施設の設置を進めます。
- 公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。
- 避難行動要支援者名簿を、災害時における情報の伝達、安否確認及び避難支援に活用します。
- 地域のより身近な場所で、市民が福祉活動を実施しやすいように、関係機関・団体との連携を図ります。



社会福祉協議会の取組＜各地域福祉推進委員会におけるめざす姿＞

- 身近な地域の井戸端会議の場である「ふれあい・いきいきサロン」を各区に開設されるように支援し、地域住民が楽しく交流できるよう協力していきます。
- 災害時の市民ニーズに対応するために「御殿場市災害ボランティア本部」を立ち上げ、市との緊密な連携のもと、災害時におけるボランティア活動の支援に当たります。
- 地域においては、見守りが必要な高齢者等を対象に、小地域単位での声かけや安否確認などのネットワーク活動を積極的に推進していきます。
- 地域福祉推進委員会の構成は地域において様々ですが、地域福祉を共に進める大切なパートナーであり、これからも、高齢者や障害のある人やその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な事業を行っていきます。

〈印野地域福祉推進委員会〉

- 一人ひとりの小さな困りごとを把握し、みんなで助け合い、解決していく、どの世代でもより住みよい地域づくり。

〈玉穂地域福祉推進委員会〉

- 子は宝！幼少期から地域で育てる。福祉を自然に学べる環境づくり。
- どの世代も、誰もがつながっていることを体感できるような参加したくなる仕組みづくり。

〈高根地域福祉推進委員会〉

- 高齢者から子どもまで交流ができ、住み慣れた地域で自分らしく生活ができる地域づくり。

〈原里地域福祉推進委員会〉

- 多世代にわたって交流を図り、誰もが参加しやすい環境づくりや地域づくりを目指す。

〈富士岡地域福祉推進委員会〉

- 住民がつながりながらきずなを深め、安心していきいきと暮らせる地域づくり。

〈御殿場地域福祉推進委員会〉

- 向こう3軒両隣の精神の復活と「きずな」を深めた地域！

基本目標 **4** 地域の福祉を支える仕組みづくり

[関連するSDGs]



[施策の方向]

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 相談支援体制の強化 | (2) 情報提供体制の整備 |
| (3) 地域のニーズに応じたサービスの提供 | (4) セーフティーネットの整備 |
| (5) 福祉ネットワークの充実 | |

市民が地域で取り組むこと

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- インターネットや SNS の情報を有効に活用しましょう。
- ひとり暮らし高齢者などの小さな変化にも気を配りましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その内容や利用方法などに理解を深めましょう。
- サービスを必要とする人に対して、民生委員児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- 声かけ、見守り活動により、支援が必要な人の変化を早期に発見しましょう。
- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識し、ネットワークの充実を図りましょう。

市の取組

- 民生委員児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくれます。
- 広報紙、ホームページなど、様々な手段で分かりやすく情報を提供します。
- 市民のニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。
- 適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの質の向上を図ります。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、支援が必要な人の早期の把握に努めます。
- 福祉施設、各種相談機関、民生委員児童委員、学校、医療機関、交番等の地域の様々な関係機関や団体との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。
- 問題に応じて関係機関と連携しネットワークの充実を図り、協力して迅速な対応に努めます。

社会福祉協議会の取組

- 福祉や生活全般に関する「心配ごと相談」や結婚を希望される方々を対象とする「結婚相談」を行っています。今後、より多くの関係機関との連携を図りながら、身近な相談窓口としての機能を充実させていきます。
- 全世帯に配布している広報紙「社協だよりひだまり」は紙面の充実を図り、ウェブサイトやコミュニティFM放送の番組等、あらゆる広報媒体を通じて、社会福祉協議会をより理解していただけるよう情報提供に努めていきます。
- 高齢者や障害のある人、あるいはその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるために様々な事業を行っています。ボランティアによる歩行困難な方の通院等の外出支援を行う「運転ボランティア事業」や「車椅子等貸出事業」を実施し、誰もが安心して暮らせるための環境づくりに取り組んでいます。
- 「成年後見支援センター」を運営し、成年後見制度の利用促進を図るための啓発活動や相談援助を行います。さらに、講座や講演会を開催し、成年後見制度に対する理解を広げていくよう取り組んでいます。

第4次御殿場市地域福祉計画 第5次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画（概要版）

令和4年3月

御殿場市 健康福祉部 社会福祉課 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 電話 0550-82-4136 F A X 0550-84-1046

社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会 〒412-0042 静岡県御殿場市萩原 988-1 電話 0550-70-6801 F A X 0550-89-5501

